

第 517 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 9 月 5 日（金曜日）午前 10 時 00 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1－4－1
岡山第 2 合同庁舎 2 階共用会議室 A
- 3 出席者
- | | |
|---------|--|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
片 山 裕 之
佐々木 裕 子
西 田 和 弘
長谷川 珠 子 |
| 労働者代表委員 | 日下部 雅 淑
高 山 伸 男
西 崎 知 佳
村 上 達 哉 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
佐 野 嘉 郎
鶴 海 元
錦 織 勝 輝
西 谷 治 朗 |
| 事務局 | 岡山労働局長
労働基準部長
賃 金 室 長
賃 金 指 導 官
監 察 監 督 官
労災補償監察官 |
| | 森 實 久美子
政 木 隆 一
黒 田 和 美
中 本 弘 一
諏 訪 雅 浩
木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第 517 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は公開にて行います。

定足数について報告申し上げます。本日は労働者側委員の小橋委員が欠席でございますが、他の委員 14 名が出席されておりますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数の 2/3 以上又は公労使各 1/3 以上の出席の条件を満たしておりますことを報告いたします。

本日御審議いただきます事項につきまして説明申し上げます。

(1) 岡山県最低賃金に係る異議申出等について

(2) 岡山県最低賃金専門部会の廃止について

(3) 今後の審議日程について

(4) その他

でございます。

会長、よろしくお願いいたします。

西田会長

皆様、おはようございます。

本日の審議会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので非公開とします。

では、議題(1)岡山県最低賃金に係る異議申出等について、事務局から説明してください。

黒田室長

異議の申出について、御報告いたします。

提出のありました異議申出書につきましては、資料としてお配りしております。資料No.1を御覧ください。

受け付け順に申し上げますと、「労働組合岡山マスカットユニオン」、「岡山県労働組合会議」、「生協労組おかやま」、「岡山県高等学校教職員組合」、「岡山県医療労働組合連合会」、「岡山医療生協労働組合」、「岡山県労働組合岡山地域会議」の7団体から異議申出がありましたので、ご報告いたします。

この異議申出につきまして、局長から挨拶のあと、諮問文を会長へ手渡しまして、その後、私から諮問文を読み上げさせていただきます。

森實局長

本日は委員の皆様、お忙しい中、本審議会にご出席賜りまして有難うございます。

地域別最低賃金につきましては、令和7年8月20日に答申をいただきまして、昨日9月4日まで異議申出の公示手続きをとっておりました。先程賃金室長から説明いたしましたとおり、7件の異議申出がありましたので、本日このご審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(局長から会長へ諮問文手交)
(事務局、諮問文の写しを各委員に配布)

黒田室長 それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

(諮問文の読み上げ)

西田会長 ただ今、岡山労働局長から諮問がありましたので、早速審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

黒田室長 事務局からご説明申し上げます。資料No.1を御覧ください。
異議申出書につきまして、事務局から読み上げさせていただきます。

(労働組合岡山マスカットユニオン提出の異議申出書読み上げ)
(岡山県労働組合会議提出の異議申出書読み上げ)
(生協労組おかやま提出の異議申出書読み上げ)
(岡山県高等学校教職員組合提出の異議申出書読み上げ)
(岡山県医療労働組合連合会提出の異議申出書読み上げ)
(岡山医療生協労働組合提出の異議申出書読み上げ)
(岡山県労働組合岡山地域会議提出の異議申出書読み上げ)

黒田室長 この度の7団体からの異議申出について、答申に関わる共通する事項は、1点目、8月20日に答申された65円引上げの1,047円では不十分であるということです。

岡山マスカットユニオンからは、「最低賃金時給1,900円以上とすること」、岡山県労働組合会議、生協労組おかやま、岡山県労働組合岡山地域会議からは、「時間額1,800円以上が必要であり、少なくとも1,500円以上の改定をすべき」、岡山県高等学校教職員組合からは、「1,800円以上に引上げることを目指し、少なくとも隣県との格差を縮小させるような大幅な引き上げをすること」、岡山県医療労働組合連合会からは、「時間給1,800円以上が必要、一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ議論すべき」、岡山医療生協労働組合からは、「答申された金額に大幅

な上積みをする必要がある」との申立てです。

2点目として、「発効日が12月1日では遅すぎる」との申立てです。

岡山マスカットユニオン以外の団体からは、発効日が遅れることに対して、労働者の収入減につながるなどの理由を挙げられ、最低賃金の趣旨にも反するという理由で、12月1日の指定発効について再考し、法定発効もしくは早めるなど再審議を求めるとされています。

また、答申以外の事項として、岡山マスカットユニオンから、全国一律最低賃金制度のこと、委員の任命手続きに関してのこと、会場の広さなど公開方法に関しての申し立てがありました。

事務局からの説明は、以上です。

西田会長

ただ今の事務局からの説明のとおり、8月20日の答申にかかる異議申出が7件ありました。このうち、当審議会が8月20日に提出した意見に係る異議申出としましては、

- ・8月20日に答申された65円引上げの1,047円では不十分であること。
- ・12月1日の発効では遅すぎることを2点になります。

これらの異議申出について審議を進めたいと考えますが、皆様

の意見をお伺いする前に、意見を取りまとめる時間を10分程度設けたいと考えます。打合せ後、10時45分目安に再開したいと思います。

労使委員の方は、別室へ移動してください。

傍聴人の方一旦退室してください。再開時にはご案内します。

(労使委員は別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

西田会長

全体会議を再開します。

異議申出にあります共通した事項の1点目、「答申された最低賃金額の引き上げ額が不十分である」との申出について、皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思います。皆様のご意見はいかがでしょうか。特に指名はいたしません。

西崎委員

一点ずつ、申し上げた方がよろしいでしょうか。

西田会長

まず額、その次に発効日という形で順番にお尋ねしようと思います。

西崎委員 両方を含めて労側の意見を取りまとめておりますので、それでよろしいでしょうか。

西田会長 皆様、両方を含めての発言でよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長 それではお願いいたします。

西崎委員 それでは労働者側から申し上げます。

私たち労働者側として求めているところについては、審議の中で何度も申し上げましたが、最低賃金近傍で働く低い水準で生活している人たちに対する生活の安心であり、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準です。

そのため、今年度の結審内容については、物価上昇が続くなかで、十分な水準への引上げとならなかったことに加え、12月1日の指定発効とされたことに対して、非常に残念に思っていますし、結審においては反対の意向を示しました。その点で賃金水準が不十分であること、12月1日の発効では遅いという異議の申出の内容については、労働者、生活者の立場として理解することができます。

しかしながら、本年度の金額審議においては、労働者の生計費を重視して議論された中央最低賃金審議会の結果や、岡山県内外の経済情勢等を踏まえ、公労使がそれぞれの知見で主張や考え方を精一杯議論した結果により結審に至っています。

よって、今年度の引上げ額の答申に対する労働者側として、これ以上の異論はございません。以上です。

西田会長 ありがとうございます。

使用者側、いかがでしょうか。一括してご発言いただいても構いません。

西谷委員 物価高騰ということを踏まえまして、ある程度の賃金引上げの必要性については認めたうえで、急激な引上げは負担が大きいということを主張して参りました。また、岡山の実情等データに基づきまして、審議を重ねて参りました。

金額審議におきましては、県内企業の賃金水準、引上げによる影響力の広がりを考慮したこと、さらに公益委員のご意見も参考にして、プラス65円、発効日12月1日ということに賛成いたし

ました。これは適切な審議を行ったものと思っております。発効日につきましても、政府の強力な支援策ということが附帯決議でも盛り込まれておりますので、その準備期間として、早期に支援策を出していただきたいという思いであります。

西田会長

ありがとうございました。

ご発言いただいた労使委員以外の委員の方で、補足のご意見などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(意見なし)

西田会長

それでは、改正された岡山県最低賃金額に係る当審議会の意見に対しての異議申出につきましては、真摯に審議した結果の決定であることを勘案し、「令和7年8月20日付け答申どおり決定することが適当である。」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

西田会長

この他に何かご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

西田会長

それでは、以上で提出のありました異議申出についての審議を終了したいと考えます。

事務局で答申文(案)を用意してください。

黒田室長

答申文(案)を準備しますので、しばらくお待ちください。

(事務局準備後、答申文(案)を会長及び各委員に配布)

西田会長

事務局から答申文(案)の読み上げをお願いします。

黒田室長

それでは答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)の読み上げ)

西田会長

答申文(案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長 それでは、この内容で（案）をとり、答申することといたします。番号は、「36 番」となります。

（会長から局長へ、答申文を手交）

黒田室長 ただ今、答申をいただきましたので、局長よりお礼を申し上げます。

森實局長 ただ今答申をいただきました。
委員の皆様には今年度の岡山県最低賃金の改正に関して慎重かつ丁寧にご審議をいただき心から感謝申し上げます。
この答申に沿いまして、改正後の時間額 1,047 円を決定し、官報公示の手続きを進めて参ります。予定通りですと官報公示は 9 月 17 日となります。なお、発効は令和 7 年 12 月 1 日となります。
また、審議にあたりいただきました貴重なご意見を踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備のための支援策、また、価格転嫁できる取組について、私共としてもその努力をして参りたいと考えおります。引き続き、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
答申までのご審議、大変ありがとうございました。

西田会長 続きまして、議題（2）岡山県最低賃金専門部会の廃止について、事務局より説明してください。

黒田室長 岡山県最低賃金専門部会につきましては、本日、岡山県最低賃金専門部会としての任務を終了したと考えますので、最低賃金審議会令第 6 条第 7 項の規定に基づきまして、廃止についての議決をお願いいたします。

西田会長 ただ今の岡山県最低賃金専門部会の廃止について、委員の皆さん、ご異議がありますでしょうか。

（異議なし）

西田会長 異議がないようですので、本日をもって岡山県最低賃金専門部会を廃止いたします。

西田会長 続きまして、議題（3）今後の審議日程について、事務局より説明してください。

黒田室長

今後の審議日程について、ご説明いたします。

次回の審議会は、特定最低賃金専門部会の審議において、必要性の有無の審議又は金額改定の審議において、全会一致とならなかった場合に開催となります。専門部会の審議状況をみながら、別途調整させていただきます。よろしくお願いします。

西田会長

委員の皆様、日程調整の際には、ご協力をお願いします。

西田会長

その他、事務局から何かありますか。

黒田室長

事務局から、1点説明させていただきます。

資料No.2を御覧ください。今年度の全国の地域別最低賃金の改定状況について一覧となっています。前日、9月4日までの状況です。福島局は本日、本審開催予定となっておりますので、福島局のみ部会結審状況となります。すべての局において、改定額は1,000円を超えております。

事務局からは以上です。

西田会長

他に委員の皆様から、何かありますでしょうか。

石黒委員

1点目は、今回の議論のなかでもありましたが、政府が6月に閣議決定した方針のなかでは、目安以上の改正決定をした都道府県には特別な配慮をすることが盛り込まれています。これについて、現時点で中央から何か具体論が示されているのかどうか、教えていただければと思います。

2点目は、来年度以降の専門部会の開催についてです。来年度以降も、現在の政府方針からすると高い目安金額が示されるのではないかと予想されます。今年もそうですが、今までのように回数をあらかじめ決めて、決定をしていくのではなくて、もう少し回数が重ねられるような日程感をもった議事、運営を来年度はお願いしたいと思います。

西田会長

事務局から何かお伝えできることはありますか。

政木部長

1点目の政府からの支援策につきましては、現時点で私共の方にも具体的な内容、説明は行われておりません。

石黒委員

「本当に目安以上のプラス α をしたところには特別な」というのが今回のポイントだと思います。そこをきちんと把握いただい

て、連絡をいただきたいと思います。

政木部長

把握に努めて参ります。

2点目の審議についてですが、来年度の運営の際の参考とさせていただきますと思います。

石黒委員

よろしくお願いします。

西田会長

西谷委員、どうぞ。

西谷委員

先ほどの国の支援策のことですが、各県ごとに特別な支援がなされるという大臣の発言もあったと思いますが、そうした情報は労働局にきちんと入ってくるのでしょうか。

政木部長

具体的になれば、私共のところにも入ってくると思いますが、現時点では具体的な内容、予算規模、スケジュール感も一切示されておられません。

西田会長

よろしいでしょうか。

他に何かございますでしょうか。

それでは、これをもちまして、第517回岡山地方最低賃金審議会を終わります。

お疲れ様でございました。